

永平寺町学校体育施設の開放に関する条例を次のように公布する。

令和8年6月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第15号

永平寺町学校体育施設の開放に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町における社会体育の振興を図るため、町が永平寺町学校設置条例(平成18年永平寺町条例第72号)第1条に基づき設置する小学校及び中学校の体育施設(以下「学校体育施設」という。)を学校教育に支障のない範囲で、町民に開放することに関し必要な事項を定めるものとする。

(学校体育施設の名称等)

第2条 開放する学校体育施設の名称及び開放する時間等は、別表に定めるとおりとする。

(利用の許可)

第3条 学校体育施設を利用しようとする者は、永平寺町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が規則で定めるところにより、利用する団体を構成し、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第4条 学校体育施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を認めないものとする。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が学校体育施設又はその附帯設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校体育施設の管理運営上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、第3条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号の

いずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又は利用を中止し、若しくは利用の条件を変更することができる。

- (1) その利用がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) その利用が第3条第2項の規定に違反したとき。
- (3) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において必要があると認めたとき。

(目的外利用等の禁止)

第6条 利用者は、許可を受けた利用の目的以外に学校体育施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、別に定める基準により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既に納入された使用料は、返還しないものとする。ただし、教育委員会において必要があると認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第10条 利用者は、学校体育施設の利用を終了したとき、又は第5条の規定により利用の許可を取り消し、若しくは利用を中止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を怠ったときは、教育委員会においてこれを実施し、その費用を当該利用者から徴取する。

(行為の禁止)

第11条 利用者は、学校体育施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 学校体育施設又はその附帯設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定した場所以外の場所に立ち入ること。
- (3) 指定した設備以外の設備を利用すること。
- (4) 指定した場所以外の場所に自動車等を持ち入れ、又は駐車すること。
- (5) 酒気を帯びて利用すること。

(6) 学校敷地内において、喫煙その他火気の使用をすること。

(7) 騒音又は大声を発し、暴力を用いる等他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

(利用者の損害賠償)

第12条 利用者がその責めに帰すべき理由により、学校体育施設又はその附帯設備に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、前項に規定する損害が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

別表(第3条・第7条関係)

学校開放体育施設

名称	区分	単位	使用料	空調設備 使用料
松岡小学校体育館	全面	1 時間	800円	上限3,000円の 範囲内で徴収 する
吉野小学校体育館	全面	1 時間	400円	
御陵小学校体育館	全面	1 時間	800円	
松岡中学校体育館	全面	1 時間	800円	
松岡中学校武道場	全面	1 時間	400円	
志比小学校体育館	全面	1 時間	400円	
志比南小学校体育館	全面	1 時間	400円	
志比北小学校体育館	全面	1 時間	400円	
永平寺中学校体育館	全面	1 時間	800円	
上志比小学校体育館	全面	1 時間	800円	
上志比中学校体育館	全面	1 時間	600円	

備考

1 学校体育施設の開放は、4月1日から3月31日までとする(ただし、12月28日から

翌年1月3日までは除く。)。

- 2 学校体育施設の開放の時間は、土曜、日曜、祝日は午前8時から午後9時30分まで、平日は午後5時から午後9時30分までとする。ただし、校庭の場合は、午後7時までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、永平寺町志比北小学校の学校体育施設開放の時間については、午前8時から午後9時30分までとする。ただし、校庭の場合は、午後7時までとする。
- 4 使用料の10円未満の端数は切り捨てる。